

災害時の避難所等における畳の提供に関する協定書

匝瑳市

5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会

災害時の避難所等における畳の提供に関する協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）と5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、災害時の避難所等への畳の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、匝瑳市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、避難所等で使用する畳を甲の要請に応じ、乙の畳の提供に関する事項について定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は乙に対して、災害時に畳を必要とする場合は、必要数、日時、場所等を明示した「支援要請書」（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、その後、速やかに「支援要請書」を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請について特別な事情により実施できない場合は、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は災害時に、甲から避難所等への畳の提供について要請があった場合には、次の内容により協力するものとする。

- （1）避難所等への畳の提供
- （2）その他、提供する畳に関して甲が要請する事項

（支援の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

- 2 次に掲げる事項については、甲乙協議の上、協力して行うものとする。
- （1）乙は、避難所等までの畳の輸送を行うこととする。ただし、災害状況により困難な場合は、甲乙協議の上、甲が輸送体制の整備を行う。
 - （2）利用後の畳の処理については、原則として甲が実施するものとする。

（支援の報告）

第5条 乙は、本協定に基づき甲に協力を行った場合は、その活動が終了した後速やかに、「支援報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲に提供する量の対価は、無償とする。

(連絡担当者)

第7条 甲及び乙は、本協定に関する連絡担当者を定め、「連絡担当者届」(第3号様式)によりそれぞれ相手方に報告するものとする。変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙及び乙の会員は、本協定による支援の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(訓練への参加)

第9条 乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、この協定を終了する旨の協議申し出が無い限りその効力を持続するものとする。
2 前項で規定する協議は、協定終了を希望する日の1か月前までに相手方に申し出ること。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月24日

甲 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2
匝瑳市
匝瑳市長 太田 安規

乙 茨城県水戸市見和2-232-53
5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
関東地区委員長 関川 恵一

様式第1号（第2条関係）

令和 年 月 日

5日で5000枚の約束。
プロジェクト実行委員会 様

匝瑳市長

支援要請書

災害時の避難所等における畳の提供に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

1 畳の調達

畳提供場所（避難所等）	枚数	備考

2 その他（特記事項）

（宛先） 匝瑳市長

5日で5000枚の約束。
プロジェクト実行委員会

支援報告書

災害時の避難所等における畳の提供に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 畳の調達

畳提供場所（避難所等）	枚数	備考

2 その他（特記事項）

連絡担当者届

【 匝瑳市 】

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
F A X		

※連絡先は基本的に総務課消防防災班とする。

【5日で5000枚の約束。 プロジェクト実行委員会】

項 目	第1連絡先	第2連絡先
窓口畳店		
T E L		
F A X		